

日本学生支援機構給付型奨学金推薦について

群馬県立高崎東高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

なお本推薦基準は群馬県立高崎東高等学校内給付奨学生採用候補者選考委員会の会議により変更することができるものとする。

1. 推薦基準

(1) 人物について

- ① 進学目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある。
- ② 校則を遵守し、生徒としてふさわしい学校生活を送っている。
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている。

(2) 健康について

- ① 定期または臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- ② 心身に傷害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる。

(3) 学力及び資質について（以下①、②いずれかに該当すること、社会的養護を必要とする生徒等は③に該当すること）

① 以下いずれかに該当する

ア：調査書における学習成績概評が「A」に該当する。

イ：上記に準ずる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる

② ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i)か(ii)のいずれかに該当する

ア：課外活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる。

ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

(i) 調査書における学習成績概評が概ね「B」に該当する

(ii) 上記に準ずる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる

③ 以下のいずれかに該当する

ア：評定平均値 3.5 以上の教科又は科目が 1 つ以上ある

イ：進学先での学習に対する意欲が認められる

(4) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）

- ① 市町村民税所得割額を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること）
- ② 生活保護を受給している。（奨学金申込日現在において保護費を受給している。）
- ③ 以下、(注)の施設等に入所していること（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

(注)

- i 児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する施設）
- ii 児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
- iii 児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）
- iv 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
- v 里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）

なお、上記推薦基準に係わる給付奨学生採用候補者選考委員会については以下のとおりとする。

委員長 学校長

副委員長 教頭
事務長

委員 進路指導主事
3 学年主任
3 学年担任
事務担当者